

論文

朝鮮半島から見た朝鮮人労務動員の考察

長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

1、はじめに

筆者はこれまで、朝鮮人戦時労働者問題を日本国内の炭鉱労働者の観点から考察してきた。朝鮮人労働者は奴隷労働者であったという説には反論できたと考えているが、朝鮮人強制連行に関しては更なる研究が必要であると考えていた。

「強制連行」説に反論するには、朝鮮半島内で行われた労務動員を見なければならないと思い、今回、朝鮮半島に関係する資料を確認した。主な資料としては、2000年に刊行された樋口雄一編・解説『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集』全5巻（引用時は『基礎資料集』と省略）と庵途由香監修・解説『朝鮮労務』全4巻（第一巻第一号から第四巻第十号、欠号あり）である。すると、興味深いことが判明した。

筆者が資料を読み込んだ限り、当時の朝鮮半島には朝鮮人の労務動員を慎重に行い、無計画な動員を戒める風潮があったことが判明した。朝鮮人労働者をバランス良く配置し、産業戦士として育成するという「労務管理」が、朝鮮総督府や日本企業のスローガンになっていた。

本稿では「労務管理」の具体的な内容を踏まえると共に、募集（1939年9月開始）、官斡旋（1942年2月開始）、徴用（1944年9月開始）がどのように行われていたのかを整理した。当時の朝鮮半島内で行われた朝鮮人の労務動員の实態を考察し、「強制連行」説に反論していきたい。

2、「強制連行」の定義を再確認する

2-1 何をもって「強制」とするか

本稿を進めるにあたって、最初に「強制連行」の定義を再確認しておきたい。朝鮮人の強制連行が日本社会に浸透する要因となった朴慶植の『朝鮮人強制連行の記録』（1965年）では、「強制連行」について次のように説明している。日本は強制連行政策として1939年7月に国民徴用令を公表したが、朝鮮では徴用令そのままの形での適用を避けて「募集」形式での動員計画が立てられて実施された。この朝鮮人連行は事業主側に対して集团的連行を認める戦時報国の強制力を持っていた、と朴慶植は指摘している¹。

また、朴は当時の官吏や警察、面（日本の村に相当）有識者、植民地官僚が強権的に働く意思のない朝鮮人を狩り出したとして、戦後の朝鮮人回想などを引用している。

しかし、『朝鮮人強制連行の記録』における朴慶植の「強制連行」の定義には大きな問

題点がある。徴用そのものが強制力を伴った戦時法規だから、朴のこの定義では人権問題を孕んだ「強制連行」と見なすには不十分なのだ。また、朴は募集と官斡旋による労務者動員も「連行」と表現しているが、これら二つの形式は朝鮮人自らが日本行きに名乗りを上げていること、本人の意志によって渡日を断れたことが明らかになっているので、この点も「強制連行」と定義するのは難しい。そこで、後に日本人研究者によって「強制連行」の拡大解釈が行われることとなる。

例えば、古庄正氏は「朝鮮人戦時動員の構造—強制連行に関する一考察—」（日本植民地研究会編『日本植民地研究』第15号、アテネ社、2003年）という論文で、警官や面役人の威圧による動員は「広義の強制連行」と言うことができる、と述べている²。また、2005年に日本で結成された強制動員真相究明ネットワークも、1939年の募集時期から「『皇民化』という奴隷政策の下での強制的な連行」³が行われたと主張しており、同ネットワークの一人である竹内康人氏も次のように定義している。「暴力的・物理的な連行だけでなく、欺瞞や精神的に操作しての動員も強制連行とみることができます。植民地支配は暴力を構造化させ、民衆を窮乏させます。甘言による『募集』があれば、それに応じるような状況が形成されます。（中略）また皇民化によって民族性を奪い、日本の戦争に応じるように仕組んだわけです。抵抗や拒否が強ければ、拉致や処罰や暴力による強迫で連行することもおこなわれました。植民地からの精神的・暴力的な連行がおこなわれたわけです。それを戦時の植民地からの強制連行と表現しているわけです。」⁴

ここで竹内氏は、徴用は国民の義務であり不法ではないという宣伝があるが、戦時の動員が精神的・身体的な強制力をもって行われたことは史実である、と反論している。例として、初期の動員でも逃走すれば各所の警察に手配書が送られ、発見すれば逮捕されたことを挙げている。また、小学校を出たての女子も勤労挺身隊として連行されたことを説明しているが、このことに関しては根拠となる資料は提示されていない⁵。

さらに、2019年に作製されたパンフレットにも「強制連行」に関する説明がある。「Q1『徴用工』って何ですか?」という設問に対して、「募集・官斡旋・徴用などさまざまな形で強制動員し、炭鉱や軍需工場などで働かせました。政府は労務動員計画を立て、企業は官憲の力を利用し、計画的に動員したのです。これを朝鮮人強制連行といいます。「徴用工」とは、強制動員された人々のことです⁶」と解説している。

1939年の募集時期の労務動員から「強制性」があったという根拠は、(i) 総督府の役人や面職員などによる暴力的・人狩的強制、(ii) 徴用令や各種行政法などによる法的行政的強制、(iii) 儒教倫理や皇民教育という面から見た人格的精神的強制の3点⁷が現在における「強制連行」派の論拠と言って良いだろう。この中には、経済的圧迫から生まれた日本への幻想的期待、植民地支配機構の末端に及んだ政治的圧力、青年の進路選択幅の狭さなどが挙げられており、これらも全て日本の責任と指摘している。彼らにとって「強制連行」の「強制」とは、国家主権を奪われた植民地人民に対する構造的な支配の特質を現した言葉である。物理的強制が無くても、甘言や誘惑により国外へ移動させれば「強制連行」であると言う⁸。

2-2 「強制連行」の拡大解釈は妥当か

戦時の労務動員が精神的・身体的な強制力をもって行われたことは、当たり前の話で

ある。それこそが徴用であり、戦時法規として合法的行為であった。したがって、「強制連行」を信じたい人々は、精神的圧迫や欺瞞によって日本へ送出されたことを、「広義の強制連行」として該当事例を増やそうとした。

一方で、募集や官斡旋時期に自発的に参加した朝鮮人が相当数存在したことを、どのように捉えるか。「強制連行」派は、日本の朝鮮半島統治(日韓併合以降)は暴力構造によって成り立っており、その時期に行われた日本政府(朝鮮総督府)や日本企業の労務動員(募集から徴用まで)は、すべからず暴力的行為であり人権問題であったと主張して、解釈の拡大を図ったのである。これが所謂「日本統治不法論」であり、2018年の韓国大法院判決で採用された。

しかし、「日本統治不法論」の理論は国際的にも受け入れられていない⁹。それを無視して、再び「日韓併合は国際的に不法」を主張したのが、日本の左翼的大学教授や文化人たちである。韓国大法院の「日本統治不法論」は日本から輸入したものであり、過去に破綻した筈の論理であった。実際、2021年6月7日に韓国ソウル地裁が同様の戦時労働者問題の裁判で、元労働者85名が日本企業16社を相手取り、慰謝料を求めた訴えを却下している。最高裁判所に相当する大法院の判決を、地裁が覆すという事件が起こったのだ。韓国国内でさえも「日本統治不法論」は了承できない勢力が存在することを証明した。

本稿では「強制連行」の根拠として「日本統治不法論」は適用されないという立場を堅守し、あくまで歴史学的な手法で朝鮮人の労務動員の实態を考察していく。

3、日本は朝鮮半島内で人手不足が起こることを予測していた

3-1 労働者の数ではなく質を重要視

では、当時の朝鮮半島内の労務動員は本当に暴力的であったのか。一次資料を読んでいくと、1937年の盧溝橋事件の後から朝鮮半島内では「労務管理」が重要視され始めたことが分かる。戦線の拡大が予想され、朝鮮半島では今後の動員計画を円滑かつ適正に実施するために様々な改革が行われ、1941年6月に朝鮮労務協会が朝鮮総督府労務課に設立された。

同協会は国家による一定企画の方針に沿い、人力を適切に配置して生産活動において万全の効率を期すことを目的とした。その朝鮮労務協会が1941年10月から発行した機関誌が『朝鮮労務』である。では、朝鮮総督府は労務の「管理」をどのように考えていたのであろうか。それは朝鮮半島内で将来起こると予測される人手不足を見越しての労務計画であった。例えば、1941年2月に慶尚北道で事務打合せ会が開催され、日本への労務者の選出と道内における労務調整が困難になることが予想されるため、常に労務資源の調査を行い、労働力供出を計画的に行うことに万全を期すようにと、知事へ指示を出している¹⁰。

1942年1月には労務調整令が朝鮮と日本で同時に実施されており、内容は、従業員の解雇や退職を国家が制限し、技能者(資格取得者、特定学校卒業者等)の就職を許可制にする。労務供給業者による労働者供給も認可制とし、事業主は可能な限り男子従業員の雇用を節約して重要産業の需要に向けさせることが書かれている¹¹。

日本政府や朝鮮総督府は、将来的に朝鮮半島の労務動員で人手不足が起こるのであれ

ば、労務者の人数を集めることよりも労務者の質を高めることを重視した。1942年の『朝鮮労務』第二巻第一号では千人の労働力が千三、四百人分となることが目標¹²であると記し、1942年3月の「咸鏡南道主催労務調整令事務打合会」では、従業員の数を増やすのではなく、その質を向上させることによって増産の目的を達成させることが重要である、と述べている¹³。

以上の点を踏まえると、日本政府や朝鮮総督府は早い段階から、遅くとも官斡旋前には朝鮮半島内での人手不足対策を実施していたことが分かる。労務動員人数が限定されることを見越して、労働者の人数ではなく質を重要視していたのであれば、「強制連行」派が唱える暴力的な労務動員は、これと矛盾すると言わざるを得ない。1942年の『朝鮮労務』第二巻第三号では、現在の労務者を立派に指導錬成することと、新しい労務者の採用は出来るだけ優秀な者を獲得することが課題である、と述べている。それに加え、未経験者でも出来るだけ素質優秀な者を採用し、採用した労務者に指導錬成を加えることが今後重要になることを強調している¹⁴。暴力的な労務動員でどうやって素質優秀な者を見つけ出すのだろうか。また、無理やり日本へ連れてきた朝鮮人が、優秀な労務者へ成長するだろうか。

少なくとも当時の朝鮮半島内では、朝鮮人労務者を産業戦士として育て上げ、生産能率を上げることが共通認識になりつつあった。素質によっては、怪我をしたり災害を起こしやすい性質の者がいることも判明し、適性検査を通して危険な場所に就けないようにしたり、労働に堪えられないと判断された者は、朝鮮半島に送還されることもあった。

3-2 朝鮮人を産業戦士に育て上げるという使命感に燃えていた日本企業

では、日本の企業はどうだったのだろうか。朴慶植編『朝鮮問題資料叢書 第1巻』（アジア問題研究所、1982年）には、当時の朝鮮人労働者の労務管理に関して言及した資料が掲載されている。そこに掲載された1942年8月21日発行の『朝鮮人労務管理の要領』第782号によると、日本にきた朝鮮人労務者を有能な産業労務者として育成することが明記されている¹⁵。朝鮮総督府も重要視していた能率の増進や朝鮮人労働者の育成を目標に掲げる各企業関連資料は多く残っている。鹿島組労務部が作製した『朝鮮人労務者の管理に就て』（1942年）には、労務者の数という問題より大事なことは能率の増進であり¹⁶、朝鮮人労働者を有能な産業労務者として育てることが労務管理の最も重要な点である、という記述¹⁷がある。

また、日立鉱山の日本人労務管理者が、朝鮮人労働者を何処へ出しても恥ずかしくない産業戦士に育て上げるという情熱を燃やしていたことが分かる資料も存在する。半島へ帰ったら立派な皇民として、こちらに残るのであれば一人前の鉱業戦士として十分ご奉公できる人間に育て上げたい、という意気込みが語られている¹⁸。

以上のことを踏まえると、日本企業側も人数よりも能率を重要視した朝鮮総督府の労務管理の方針と合致している。もし、寝込みを襲ったり、道端を歩いていた者を強制的に連行すれば、朝鮮総督府や多くの日本企業の方針に対する叛逆行為となる。当時の朝鮮半島の情勢と日本企業内部の方針を鑑みるならば、場当たりの人数だけを揃える能率無視の「強制連行」を行う動機はなかった、と見るべきである。

では実際に、朝鮮半島内で行われた募集、官斡旋、徴用の詳細を見ていきたい。

4、募集、官斡旋、徴用のシステム

4-1 募集の手続き

まず、1939年に開始された募集の手続を明らかにしたい。『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集V』に「募集ニ依ル朝鮮人労働者ノ内地移住ニ關スル件」(1940年3月12日、各道知事宛 内務、警務局長通牒)などが掲載されており、そこから募集形式の手続きを確認できる。

一般的に、当時の募集手続きは、①日本の事業主が朝鮮で募集地とされている道(県に相当)の知事に申請書を提出する。②道知事は労務調整の見地から募集地を審査し、問題が無ければ道知事は総督府と事業主に連絡を出す。③事業主が人を派遣して邑面(村に相当)で募集を開始する。ただし、募集地が二道以上の規模になる場合は、事業主は道知事ではなく総督府へ申請書を提出することになっていた。総督府は各道の意見を聞き、募集許可の通知を出した後に、事業主は労務者の募集を開始する¹⁹。

「労務調整の見地から審査」、「各道の意見を聞き」ということから、慎重な労務管理が窺える。通牒には、労働者の選定には特に慎重を期すこと、募集を申請者の自由に委ねずに出来る限り官が協力すること、などが記載されている。注目すべきは、一つの募集が完了するまでは同一邑面内で新たな募集はしないことが明記されている点である²⁰。日本企業には朝鮮人の労務動員に対して、一定の制限がかけられていたのだ。

住友歌志内炭鉱の武岡達良は、1940年7月24日付で次のように報告している。慶北で開かれた座談会に参加したところ、特高主任の注意事項として一番きつく注意されたことは、同一道内でも指定された郡以外からは絶対に募集してはならないことであった、と記している²¹。

また、香川県の三菱鉱業直島精錬所の労務係である石堂忠右衛門も、1940年3月8日に次のような記述を残している。道庁が募集許可の有無を出さないで状況を確認しに行き、旅館に帰り着いた後に募集の許可が下りたことを電話で知らされ、万歳を叫んだという²²。以上のことから分かるように、朝鮮半島での労務動員では、多くの朝鮮人が日本へ流出しないように配慮されていたのである。日本企業もその規則を守り、限りある募集人数の中から素質優秀な者を選定していかなければならなかった。募集の回数も限定的な状況下では、いい加減な労務動員などリスクが高すぎて、実施する動機が日本企業側にはない。特にこの時期は募集の制度を利用して、日本までの交通費を日本企業に払わせておいて、渡日直後に別の職場へ逃走する朝鮮人労働者が多かった。自社の職場で働く意思があるのか、その点を見抜くことも日本人労務係には求められていたのである。

4-2 官斡旋の手続き

1942年2月から官斡旋へ移行することになるが、募集から官斡旋へ移行した理由は、募集人員に数倍する応募者が出たため農村賃金が高くなり、日本へ行かなくとも農村で充分生活ができる状態になったからだと分析されている。その結果、募集では十分に労務者の獲得が困難になってきたので官斡旋の方法を取ることになったのだという²³。

では、具体的に官斡旋はどのように行われたのだろうか。『朝鮮労務』第二巻第二号

(1942年)では、厚生局労務課が「労務動員実施計画に依る朝鮮人労務者の内地移入斡旋要綱」を掲載しており、そこに官斡旋の手続きが記載されている。

官斡旋は募集とは違い、日本の事業主が申請書を提出する先は総督府に一本化された。①正副2通の申請書を提出し、②総督府は移入雇用証人通報のある道であるかを確認し、要員充足の緊急度や労務調整を考慮して道を選出する。③選出された道は五日以内に府郡島(市に相当)に選出人員を決定し、職業紹介所や府郡島に通知し、総督府及び事業主にも連絡を出す。④紹介所または府郡島は五日以内に邑面別に人員を決定し、邑面に通達。道にも報告をあげる。⑤邑面は管内の労働事情の推移に留意して供出可能労務の所在及び供出時期を考慮して、警察官憲、朝鮮労務協会などの機関と連絡し、協力して割当労務者を選定する。⑥労務者取りまとめが完了次第、割当官庁に報告し、道が事業主に連絡する。⑦事業主は指定された時期に道、紹介所または府郡島に出頭してその指揮を受ける²⁴。

募集と比較して手続きが複雑化したことが分かる。慶尚南道知事から朝鮮総督府内務局長宛の調査報告書(1940年5月29日)では、労働出稼ぎ及び転業可能者数と希望者数を記している。慶尚南道19郡の出稼ぎ及び転業希望者は男子36,469名、女子3,691名であった²⁵。全羅北道や全羅南道、忠清北道なども調査しており、同調査を基にして募集や官斡旋時における労務供出の参考にされたと思われる。

しかし、一部の重要な工場や鉱山には思うように人が集まらず、1943年5月20日に総督府が各道知事に「重要工場鉱山労務者の充足方法に関する件」を通知する。これによって、一部の事業所は手続きの簡素化・迅速化が認められた。

重要工場鉱山の官斡旋方式は次の通りである。①日本の事業主が道知事に申請書を提出する。②道知事は審査の後、事業主に連絡する。この時、道知事は総督府による斡旋の必要性があると判断した場合は、総督府に審査してもらい、割当人数を決定してもらう。いずれの場合も、事業主の希望に沿うように人数を決定すると記している。③事業主は朝鮮半島に人を派遣して、労務取り纏めの指示を受ける。その際は、作製した名簿を府郡島に提出し、府郡島は道に、道は総督府へ連絡を出す²⁶。

1943年5月以降の重要工場鉱山の官斡旋は、事業主の意向をなるべく叶えるための変則的な労務動員であった。

4-3 徴用の手続き

1944年9月から徴用が始まるが、手続きは次の通りである。①日本の事業主が朝鮮総督府に徴用の申請を出し、②総督府は申請を認めた場合は道知事に対して徴用命令を出す。③道知事は要求される種類の対象者を国民登録によって調査し、徴用員数の数倍程度の適格者と認められる者に対して出頭命令書を出す。④出頭して来た者の居住及び就業の場所、身体、家庭、職業、技能程度、希望を検査調査してサービスの適否を判定する。⑤その結果に基づいて道知事が徴用令書を発行し、邑面長などを通じて本人に交付する。徴用令書の交付を受けた者は、令書に示している指定の日時及び場所に令書を持参して出頭することになる²⁷。

徴用が発令される1944年度は、例年に比して大量の労務動員が朝鮮に求められた。そこで総督府は動員の強化のために、従来は実施されなかった民間の工場や鉱山に対して

も国民徴用令を発動し、労務の充足を計った²⁸。

大きな相違点は、動員に応じなければ罰則が設けられたという点である。しかし、総督府が厳罰主義を避けたために不応者が続出した。この現象は終戦に近づくに従って深刻となり、厳罰で臨まなければ収拾がつかない状態になって、やむを得ず終戦直前に総督府が厳罰の態度を明示するに至ったという²⁹。また、徴用を懲罰と混同する朝鮮人が多かった³⁰ことから動揺を加速させ、徴用忌避者が増大することになる。労務管理を一貫してきた朝鮮半島であったが、終戦直前の労務動員は混乱を生んだ。

5、改めて「強制連行」の定義を考える

5-1 朝鮮人の自主渡航人数を無視してきた先行研究

募集から徴用までのシステムを大まかに説明したが、どこかに暴力的な労務動員があったらどうか。先述したように、暴力的な動員は不利益が大きかった。将来起こり得る、朝鮮半島内の人手不足を考慮して、朝鮮人労務者が過剰に日本へ流れることを抑制したかった総督府。総督府の意向を受けた労務動員システムによって、募集の時期（1939年）から動員の回数に制限をかけられていた日本企業。少ない人員の中で素質優秀な者を選定し、産業戦士に育て上げなければならなかった状況下で無計画な暴力的な労務動員を行えば、総督府と多くの日本企業から敵視されていたことは想像に難くない。こうした当時の朝鮮半島に関する考察を、「強制連行」を唱える先行研究は見落としている。

「強制連行」派の主張には、致命的な欠点が存在する。それは、募集、官斡旋、徴用形式以外の、自主渡航で日本へ来た朝鮮人の数を一切無視しているという点である。当研究会の会長である西岡力氏は、1939年から1941年の募集期間に日本へ渡航した朝鮮人は、戦時動員が13万人だったのに対して、自発渡航者が94万人いたことを指摘している。さらに、1942年から1945年の官斡旋と徴用の期間では戦時動員48万人に対し、自発渡航者が83万人存在した³¹。労務動員された朝鮮人は、動員全期間を通して渡日した朝鮮人総数の25%に過ぎず、残りの75%の朝鮮人は自発的に渡日したのである。「強制連行」派の人々の根底には、当時の朝鮮人は日本へ行きたくなかったのに無理やり連れて行かれた、という考え方がある。しかし、西岡氏が指摘した統計を見れば、多くの朝鮮人が日本へ行きたがっていたことが窺える。ならば、募集時期から一貫して朝鮮の人々は日本へ行きたくなかったという「強制連行」派の歴史考察は過ちであると言える。こうした統計を見ただけでも、「日本統治不法論」が唱える暴力性や強制性が如何に疑わしいかが分かる。

5-2 朝鮮人労務動員は人道問題ではない

甘言や誘惑に関しては、次のような資料がある。北炭の募集担当者は、一日の平均賃金は2円7、80銭だが、訓練中は2円だと説明しても、募集に来た朝鮮人たちは2円7、80銭が頭にこびりついて離れないのだと言う。日本に来てから「話が違う」と言ってくるので、十分に注意すべきだと注意喚起している³²。戦後の聞き取り調査で、朝鮮人証言者が「業者の甘言に騙された」と話したとしても、証言者本人の勘違いという可能性がある。実際、『特高月報』所載の、朝鮮人労働者と日本企業間の争議事件を記録した資料にも、

両者の認識齟齬のために賃金問題の言い争いが起こったという事件が、多く記録されている。企業側が懸命に説明をして、朝鮮人労働者に納得してもらって解決したケースもあれば、朝鮮人側の要求通りに賃金が上がったケースも存在する。このような側面を見ると、朝鮮人が被支配者層として日本企業に騙され、搾取される弱者というイメージはそぐわない。

また、「強制連行」派の説は戦時状況下の考察が不十分のように思える。朝鮮人青年の進路選択幅が狭かったと言うが、ならば日本人青年は進路選択幅が広がったのか。当時は戦争中であり、朝鮮人も日本人も進路選択の幅は狭められていた。むしろ、一定年齢に達したらすぐに徴兵される日本人に対して、終戦直前まで徴兵・徴用が行われなかった朝鮮人の方が、進路選択幅は広がったと言えよう。

「日本統治不法論」を唱えて「強制連行」を主張する人々は、朝鮮半島が人手不足に陥る可能性を憂慮していた朝鮮総督府の施策や、「数よりも質」を重視して、限られた動員機会の中で優秀な朝鮮人を雇い入れたかった、日本企業の側から見た歴史考察を疎かにし過ぎている。このような資料が多く現存しているにも拘らず、徒に人道問題として扱うことは妥当ではない。

6、当時の朝鮮半島の状況を整理する

6-1 公権力の介入は「強制連行」を証明できるか

「強制連行」派は1939年の募集の時期から役人や警察が労務動員に介入していたので、朝鮮人は自分の意志とは無関係に無理やり日本へ行かされたと主張する。例えば、古庄正氏の「朝鮮人戦時動員の構造—強制連行に関する一考察—」（2003年）がより詳細に論じている。

古庄氏は、労務動員の「無理強制暴行」の原因は警察と行政（官吏や公吏）に対する業者の接待攻勢にあったと言わざるを得ないと指摘しており、こうした接待に応じて警察と行政が人々の狩り出しに力を注いだ、と考察している³³。古庄氏が指摘するように、公権力の労務動員への介入が、すなわち「強制連行」の証左になるだろうか。

このことを考察するにあたり、『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』（北海道立労働科学研究所、1958年）が参考となる。茂尻鉱業所の労務課職員である乙坂虎夫は、「現地に行ったらもう選挙と同じ」³⁴であり、三拝九拝して面役人と駐在所に懇願して接待をしたと話している。日本企業は、募集時期から朝鮮半島内での労務動員回数と募集人数に制限をかけられていたことは先述した。限られた機会でも他業者に労働者を持っていかれないように、自社に融通してもらうために接待していた、と筆者は考えている。それだけでなく、日本から来た日本人労務係ならば、現地の地理には不案内であったであろう。ならば、その土地を治めている面役所や警察に協力を求めたとしても不思議ではない。公権力の機関が企業の労務動員に協力していたからと言って、それが直ちに「強制連行」を証明するとは限らない。

また、古庄氏自身が募集の強制連行の証拠として紹介した三菱直島精錬所の『朝鮮出張日記』を熟読すると、日本へ渡航する朝鮮人労務者の家族が一緒に行きたいと請願があったため、予定出航日に遅れたという記載が確認できる³⁵。暴力的に動員されたにも拘

ならず、なぜ家族も一緒に日本行きを望むのであろうか。日記には朝鮮人の選考が行われ、不合格になった者も複数名確認できる上に、替玉の記載もある³⁶。替玉とは、他人の名前を騙って、別人が面接を受けて日本へ渡航する者のことである。違法行為であるが、そういう違法を犯してでも日本へ行きたいという、当時の朝鮮人の心情が窺える。日本への移動中も朝鮮人労務者たちが喧騒になるほどに大声で歌い、さながら学生の修学旅行気分のようにと石堂氏は記している³⁷。こうした点を見れば、「無理強制暴行」論には説得力がないことが分かる。

加えて、韓国でも次のような考察が提議されている。李宇衍氏の「日本に行ったらみな強制動員なのか」という論文では、実際に官斡旋を受けた柳鎮龍氏の口述を紹介している。それによると、柳氏は面事務所と警察による官斡旋供出の強制はあったと説明しているが、柳氏は拒否の意思も明確に出して何度も断わったという。面職員は執拗に日本行きを説得し、暴力がなされる前に柳氏は日本行きを決意した。釜山に到着した柳氏の気持ちが「どうせここまで来たんだ、日本見物でもして行こう」であったことから、李宇衍氏は「どこまでが自発でどこからが強制なのかが曖昧である」と見解を述べている³⁸。さらに、日本行きを内心喜んでいたり、積極的に官憲に頼み込んで日本に行く者がいたことも紹介しているので、公権力の介入だけで「強制連行」を学術的に証明することは不可能であろう。

6-2 朝鮮半島に残された家族への音信不通・未送金問題

もう一つ指摘したいことは、終戦間近の朝鮮半島の状況である。従来の研究では、内務省嘱託小暮泰用氏の朝鮮の民情動向・邑面行政状況を調査した復命書(1944年7月31日提出)を用いて、朝鮮人が強制的に日本へ連行され、残された家族をはじめとした朝鮮半島の人々は困窮していたと主張していた。外村大氏は『朝鮮人強制連行』(岩波新書、2012年)でこの復命書を引用し、日本による無理な労務動員によって朝鮮半島では深刻な人手不足に陥り、半島に残された労務者家族が困窮したと考察している。子供が北海道に動員されたという慶尚北道の63歳の女性が、子供からの連絡も送金も得られないまま瀕死の状態に陥っていることから、日本が朝鮮半島を困窮させたことを指摘している³⁹。

しかし、日本へ渡った朝鮮人が家族へ連絡も送金もしなかったことを、直ちに日本側の責任にすることは出来ない。「復命書 慶尚北道内府郡島庶務課長及社会事務担任官ノ事務打合せ」(1941年2月17日)によると、日本移住労務者(65,344名)の離散(逃走)状況は1940年9月末までに12,071名にのぼっていた。注目すべき点は、離散者の大部分はその日(逃亡日)から送金不能、音信不通となり、朝鮮半島の残留家族は諸般の事情を知らずに官庁を恨み、悪宣伝を流し、今後の労務者選出に悪影響を及ぼすことを危惧する文章が記載されていることである。官庁は十分な真相調査のうえ、残留家族を納得させるように生活指導を行い、路頭に迷わせることが無いようにすること⁴⁰を命じられている。

さらに、1944年10月に発行された『国民徴用の解説』にも同様のことが記されている。労務者の中には会社の了解なしに他に行ってしまうと、家族にも連絡しないような者がおり、その場合は家の方に送金をしない。家族も会社から何の連絡もない、実に不都合だと言ってくる。官斡旋制度(1942年)の時からこのようなことがあり、今後は日本内地と

も連絡をとって、このようなことが無いように努力したい、と述べている⁴¹。

このように、日本企業の責任ではなく、逃亡した朝鮮人の責任であるケースが確認できる。単純に送金が来なくなったというだけでは、日本側を批判できない。さらに、残留家族が不条理に日本側を恨んで悪宣伝を流していた、という点にも注目したい。「強制連行」派は、日本の炭鉱労働は作業の危険性や待遇に不備があったために朝鮮人労働者が逃走し、そのことが労務動員開始直後から朝鮮半島に広まり、恐怖した朝鮮人が動員を忌避していた、と主張していた⁴²。しかし、朝鮮人労働者が逃走した一番の理由は、賃金待遇の良い他職場への移動である⁴³。1941年の慶尚北道の復命書では、日本移住労務者総数の約2割が逃走していることから、朝鮮半島全体で見れば相当数の朝鮮人側の責めに帰すべき音信・送金不能が起こっていたことになる。これに対して、残留家族が総督府や日本企業を逆恨みして悪宣伝を流していたということは、炭鉱現場の危険性や悪待遇はでっちあげられた宣伝ではないか、という可能性が出てくる。

6-3 朝鮮半島内の格差問題

一方で、「強制連行」派が取り上げない部分がある。小暮の復命書を説明して朝鮮半島の困窮を主張する人々は、半島内の都市部の生活が記述されている部分を引用していない。小暮は復命書の中で、農村部は食糧が不足しているが、都市の食糧事情は完全に近い配給制度が実施されていると報告しているのだ。それによると、農民は一日1合程度も食えないが、都市部の人間は一人当たり1合4勺から2合3勺の配給を受け、食糧に不安はない状態にあると言うのだ。この数値は、1944年12月に同じく内務省が作成した「朝鮮ノ統治事情説明」に記載されているものと、ほぼ同じ数値(2合2勺)である。しかし、農家は3合7勺となっており、これは小暮復命書の1合未満と大きく異なっているため、検証が必要である⁴⁴。小暮の復命書には、都市の食堂には何らかの食物が備蓄されており、この点は日本とは正反対であること。都市の中でも財力に余力がある者は、闇市で白米(1斗の闇価は60円前後)やその他の食料品を買い入れて、自己の食生活を充実させている者が相当にいること。農民は供出のために米を買い、都市人は自己の満腹のために買う、これも朝鮮でしか見られない奇怪な現象であるといったことが羅列されている⁴⁵。

さらに、中等以上の教育を受けた都会の女性たちは、華やかに着飾って喫茶店から映画館へ行くという生活を送っていることも書かれている⁴⁶。この点は『朝鮮労務』でも指摘されている。第二巻第三号(1942年6月)では、都会(平壤や京城)の女性はデパートの食堂や映画館前で行列をなし、街をうろうろしていると紹介している⁴⁷。第三巻第四号(1943年9月)では、映画館、喫茶店などに密集して働かず、街路を彷徨する者が少なくないと指摘している⁴⁸。

小暮の復命書は、都市方面の非農家は十分な配給を受けながら空腹を訴え、農家は食糧を生産して秋以外の季節では自家の食糧にも逼迫している⁴⁹という、朝鮮半島内における都市部と農村部の格差を憂いていたのである。「強制連行」派の研究書を読むと、朝鮮半島全体が困窮していたかのように錯覚するが、それは正確ではない。日本の農村部も食糧の供出に苦しんでいた⁵⁰し、都市部であっても十分な食料が配給されなかった。それらを考慮すれば、朝鮮半島だけが特別に困窮していたという考察は不正確であろう。

小暮の復命書後の朝鮮半島調査である「朝鮮ノ統治事情説明」では、徴用の実施は勤労

の国家性に対する認識が欠如している一般大衆に相当の衝撃を与え、徴用忌避行為に出る者が少なくなかったと記載している。しかし、当局が官民の指導的人物を網羅して朝鮮内の大衆に対する認識の是正を隈なく図った結果、次第にこの風潮を緩和することに成功したと報告している。国民意識、時局認識が十分な者の間では産業戦士として挺身奉公しようとする幾多の美談も生まれており、最近では労務者の移動率も減少して稼働率の向上を見つつある、という記述まである⁵¹。これも「強制連行」派が紹介しない文章である。

7、結びに代えて

以上、一次資料を基にして当時の朝鮮半島で実施された労務動員の考察を行った。筆者の結論としては、「強制連行」派が従来主張してきた暴力的動員方法は、当時の朝鮮総督府や多くの日本企業の方針と矛盾すると言わざるを得ない。将来的な人手不足を予想して、朝鮮人が過剰に日本へ渡ることを抑制したかった総督府は、日本企業に募集回数を制限させ、労務者の人数よりも質を重要視するようになった。日本企業も労務動員のルールを守り、他職場へ逃げない真面目で素質優秀な朝鮮人を見定めなければならなかった。

「強制連行」の解釈拡大のために創られた「日本統治不法論」は国際的にも支持されていない理論であり、韓国内でも「日本統治不法論」とは異なった判決が出ている。募集や官斡旋は必ずしも日本企業が希望する通りの人数が叶えられるわけではなく、基本的には朝鮮半島の地域ごとに人的資源を考慮した労務動員であった。少なくとも、当時の労務動員のシステムとしてはそのように管理されていたことが、多くの一次資料から証明できる。

今後の課題としては、「強制連行」の証拠として紹介される「靈光郡送出顛末書」などの個別的な暴力的動員を示す資料の精査が挙げられる。特に北炭労務課が作成したと言われている同顛末書には、1944年5月の動員にも拘らず、「徴用命令」と表記されている。徴用は1944年9月に開始されているので、時系列を考えれば道理に合わない。しかし人数を集めた後に令状を交付していることから、形態としては確かに徴用と言えるであろう。

こうした事例の究明と、暴力的動員が日常的に広範囲に行われていたか否かを明確にすることが、朝鮮人戦時労働者問題の喫緊の課題と言える。

註

- 註1 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』、未来社、1965年、p.50
 註2 日本植民地研究会編『日本植民地研究』第15号、アテネ社、2003年、p.60
 註3 竹内康人編『戦時朝鮮人強制労働調査資料集 2』、神戸学生青年センター出版部、2012年、p.212
 註4 竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料集 増補改訂版』、神戸学生青年センター出版部、2015年、p.7
 註5 同上、p.10
 註6 「韓国『徴用工』問題 Q&A」(強制動員問題解決と過去清算のための共同行動、2019年10月)
 ※このパンフレットは強制動員問題解決と過去清算のための共同行動、名古屋三菱・朝鮮女子勤

労挺身隊訴訟を支援する会、日本製鉄元徴用工裁判を支援する会の合同で作製されたものと思われる。

- 註7 龍田光司『朝鮮人強制動員韓国調査報告1』、緑蔭書房、2016年、p.12
- 註8 同上、p.13
- 註9 1910年の日韓併合は合法だったか不法だったかの問題をめぐり、国際学術会議が開かれたことがあるが、イギリスの学者などから合法論が強く主張された。アメリカのハーバード大学アジア・センター主催で2001年11月16日から11月17日にかけて開かれたこの会議は、韓国政府傘下の国際交流財団が財政的に支援し、韓国の学者の主導で準備された。事前にハワイと東京で二回の討論会を開き、当時は日米韓のほか英独の学者も加え、いわば結論を出す総合学術会議だった。合法論は国際法専門のJ・クロフォード英ケンブリッジ大学教授らから出され、「自分で生きていけない国について周辺の国が国際的秩序の観点からその国を取り込むということは当時よくあったことで、日韓併合条約は国際法上不法なものではなかった」と述べた。また、韓国側が不法論の根拠の一つにしている強制性の問題についても、「強制されたから不法という議論は第一次世界大戦(1914年～1918年)以降のもので当時としては問題になるものではない」と主張した。韓国側はそれに反論できず、会議自体が事実上の無期延期となった。韓国側は「軍事的背景を伴う併合は違法」という点を根拠にして日韓併合、すなわち日本統治を不法としたが、「当時は合法だった」という結論になった。(吉田博司『東アジア「反日」トライアングル』、文藝春秋、2005年、p.105～106)
- 註10 復命書 慶尚北道内府郡島庶務課長及社会事務担任官ノ事務打合会〔抄録〕
(所収：樋口雄一編『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅱ』、緑蔭書房、2000年、p.40)
- 註11 庵逄由香監修・解説『朝鮮労務 第一巻』第二巻第一号、緑蔭書房、2000年、p.87～88
- 註12 同上、p.21
- 註13 樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅱ』、p.187～188
- 註14 庵逄由香前掲書『朝鮮労務 第二巻』第二巻第三号、p.30
- 註15 朴慶植編『朝鮮問題資料叢書 第1巻』、アジア問題研究所、1982年、p.12
- 註16 同上、p.31
- 註17 同上、p.35
- 註18 同上、p.65
- 註19 樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅴ』、p.342～343
- 註20 同上、p.343
- 註21 「半島鉱員募集関係書類」、住友歌志内炭鉱、1940年
(所収：小沢有作編『近代民衆の記録10 在日朝鮮人』新人物往来社、1978年、p.437)
- 註22 石堂忠右衛門『朝鮮人労働者募集誌』、
(所収：林えいたい編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅳ上巻』、明石書店、1991年、p.509)
- 註23 朝鮮総督府労務課監修『国民徴用の解説』、国民総力朝鮮連名、1944年
(所収：樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅲ』、p.157)
- 註24 庵逄由香前掲書『朝鮮労務 第一巻』第二巻第二号、p.17～18
- 註25 樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅰ』、p.249
- 註26 庵逄由香前掲書『朝鮮労務 第三巻』第三号第四号、p.72
- 註27 朝鮮総督府労務課監修前掲書
(所収：樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅲ』、p.165)
- 註28 同上、p.154
- 註29 小林英夫監修『日本人の海外活動に関する歴史的調査 第五巻 朝鮮篇4』、ゆまに書房、2000年、p.88
- 註30 朝鮮総督府労務課監修前掲書
(所収：樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅲ』、p.158)
- 註31 西岡力編『朝鮮人戦時動員の実態』、一般財団法人産業遺産国民会議、2021年、p.16
- 註32 朝鮮人強制連行実態調査報告書編集委員会、札幌学院大学北海道委託調査報告書編集室編『北海道と朝鮮人労働者：朝鮮人強制連行実態報告書』、北海道保健福祉課、1999年p.251
- 註33 日本植民地研究会編前掲書、p.57～58
- 註34 北海道立労働科学研究所編『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』、北海道立労働科学研究所、

- 1958年、p.16
- 註35 石堂忠右衛門前掲書
(所収：林えいだい編前掲書、明石書店、1991年、p.512)
- 註36 同上、p.511、p.513
- 註37 同上、p.513
- 註38 李栄薫編『反日種族主義との闘争』、文藝春秋、2020年、p.86
- 註39 外村大『朝鮮人強制連行』、岩波新書、2012年、p.181～182
- 註40 樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅱ』、p.81
- 註41 樋口雄一前掲書『戦時下朝鮮人労務動員基礎資料集Ⅲ』、p.164
- 註42 外村大前掲書、p.150～151
- 註43 『特高月報』の統計によると、全国の朝鮮人労働者の逃亡理由は1941年1月時点で「扇動勧誘」が1位となっている。また、同様に「計画的渡航」も他職場への移動と重なるので、「扇動勧誘」と合算すれば、圧倒的多数が他職場への移動が逃走の動機となる。「その他」は逃亡理由が不明なものと考えられる。(歴史認識問題研究会編『歴史認識問題研究』第5号、歴史認識問題研究会、2019年、p.122)
- 註44 「朝鮮ノ統治事情説明」、内務省、1944年
(所収：水野直樹編『戦時期植民地統治資料 第六巻』、柏書房、1998年、p.458)
- 註45 小暮泰用「復命書」、内務省、1944年
(所収：水野直樹編前掲書『戦時期植民地統治資料 第七巻』、p.30～31)
- 註46 同上、p.59
- 註47 庵途由香前掲書『朝鮮労務 第二巻』第二号第三号、p.67
- 註48 庵途由香前掲書『朝鮮労務 第三巻』第三号第四号、p.31
- 註49 水野直樹編前掲書『戦時期植民地統治資料 第七巻』、p.31
- 註50 東洋経済新報社編『東洋経済新報』2120号、東洋経済新報社、1944年4月29日、p.21
石橋湛山「食糧増産問題と農業の企業整備」では、日本の農家は米や麦の供出が厳しくなり、農家は相当苦しんでいる。その理由は、農家の大部分が零細農業を営んでいるにも拘らず、重い供給を課せられているからである。自分の家で食べる物が残らず、百姓をしながら食糧を買わなければならないことが記されている。
- 註51 水野直樹編前掲書『戦時期植民地統治資料 第四巻』、p.454～455